

2025-5-28 改訂

2024-5-22 改訂

2023-5-11 改定

2022-5-19 改定

2021-5-25 改訂

2019-8-28 改訂

2018-4-1 改訂

2017-12-5 改訂

2016-8-19 改訂

2015- 9-4 制定

構造接着・精密接着研究会会則

第1章 総則

第1条（研究会名）

この研究会は、構造接着・精密接着研究会（英語名：The Research Group of Structural and Precise Adhesion；RSPA）以下「本会」という）という。

第2条（事務局）

本会の事務局を、**神奈川県横浜市** 株式会社サークル内に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

日本接着学会の研究会として、接着接合部の合理的な設計と応用に関する研究・調査・情報交流等を行い、もって接着接合技術の開発に資する事を目的とする。

第4条（事業）

本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 研究講演会の開催 | 原則年4回 |
| (2) 見学会の開催 | 原則年2回 |
| (3) シンポジウムの開催 | 年1回 |
| (4) 教育・啓蒙事業としての講座開催 | |
| (5) ワーキンググループ活動の実施 | |
| (6) 研究会会員のニーズ抽出 | (1) ～ (5) 開催時 |
| (7) 研究会会員間の情報交換 | (1) ～ (5) 開催時 |
| (8) 報告書の発行 | |

(9) その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条（設置期間）

1 期4年とする。

第3章 会員及び会費

第6条（会員種別）

本会の会員の種別はつぎのとおりとする。

企業会員：本会の目的と事業に賛同し、構造接着技術の活用及び普及に積極的な企業

団体会員：本会の目的と事業に賛同し、構造接着技術の活用及び普及に積極的な団体

個人会員：本会の目的と事業に賛同し、構造接着技術の活用及び普及に積極的な個人

第7条（入会・会費）

1. 会員になるものは書面による申し込みを行い、役員会の承認を受けなければならない。
2. 入会の承認を与えられた時は、すみやかに下表の年会費を一括納付しなければならない。

会員種別	会員条件	年間会費 (不課税)	研究講演会・見学会 参加可能人数
企業会員	接着学会法人・正会員	60,000 円	上限なし
	接着学会非会員	90,000 円	上限なし
個人会員	接着学会正会員	30,000 円	本人のみ（代理不可）
	接着学会非会員	50,000 円	本人のみ（代理不可）
	大学・教育機関	10,000 円	本人のみ（代理不可）
団体会員	学協会、工業会、国研等	無料	1 名（代理可能）

第8条（退会）

会員は退会しようとする時は、研究会長に申し出をしなければならない。

第4章 役員

第9条（役員）

本会は、つぎの役員を置く。幹事と監事は相互に兼ねることはできない。

幹事：25名以内

内、研究会長：1名

内、副研究会長：3名以内

内、会長補佐：1名以内

内、会計：1名

会計監事：1名

第10条（役員選任・交代）

1. 幹事及び会計監事は会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 研究会長は、幹事の互選により選出し、総会で報告する。
3. 副研究会長および会計担当は幹事の中から研究会長が指名し、総会で報告する。

第11条（役員任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第12条（研究会総会）

1. 研究会総会は、会員をもって構成する。
2. 研究会総会は、これを通常研究会総会と臨時研究会総会に分ける。

第13条（通常研究会総会）

通常研究会総会は、毎年1回、会計年度終了後2か月以内に研究会長が招集する。

第14条（臨時研究会総会）

1. 研究会長は、会員現在数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して研究会総会の招集を請求された場合は、30日以内に臨時研究会総会を招集しなければならない。
2. 臨時研究会総会は、研究会長が必要と認めたとき、いつでも招集することができる。

第15条（研究会総会議長）

研究会総会の議長は、研究会長をもってあてる。

第16条（研究会総会招集）

研究会総会の招集は、その会議に付議すべき事項・日時および場所を記載した書面または電子媒体をもって通知する。

第17条（承認事項）

次の事項は、通常研究会総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 役員選任
4. 研究会の継続に関する事項

5. その他役員会に置いて必要と認めた事項

第 18 条（研究会総会議決）

1. 研究会総会は、会員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。
2. 研究会総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 解散議決は第 24 条による
4. 研究会総会での決議事項を記載した議事録は本部事務局に提出する。

第 19 条（役員会）

役員会は毎年 1 回以上研究会長が招集する。ただし、研究会長が必要と認めた場合、または役員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、研究会長は直ちに臨時役員会を招集しなければならない。

第 20 条（役員会議決）

1. 役員会は、役員の現在数の過半数以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。
2. 役員会の議決は、出席役員の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

第 21 条（役員会付議）

役員会には、次の事項を付議する。

1. 研究会総会において議決すべき事項
2. 諸規定および改廃
3. 研究会の運営に関する事項

第 22 条（議事録）

役員会議事録を作成し、これを保存しなければならない。

第 6 章 資産および会計

第 23 条（事業年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 規則の変更ならびに解散

第 24 条（会則の変更）

会則の変更は、総会において出席者（委任状を含む）の 2 分の 1 以上の議決を経なければ変更することができない。

第 25 条（本会の解散）

本会の解散は、役員会および総会において各々の出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

以上